

入札心得

峡北地域広域水道企業団

(目的)

第1条 峡北地域広域水道企業団の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、峡北地域広域水道企業団契約規程（昭和57年峡北地域広域水道企業団規程第1号。以下「契約規程」という。）及び峡北地域広域水道企業団建設工事執行規程（昭和57年峡北地域広域水道企業団規程第2号。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、契約規程第24条の公告において指定した期日までに禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員若しくは取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

(1) 入札保証金については、企業団指定金融機関に納付した場合は保証金保管証書預り書

(2) 入札保証金に代わる担保については、企業出納員に納付した場合は、保管有価証券預り書

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り書と引替えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書の案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、入札件名ごとに別記様式により作成し、所要の事項を明記し、かつ、所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、入札書を内封筒に入れて封印し、内封筒の表面に入札件名及び入札日時を記載したうえ、更に当該内封筒を外封筒の中に入れて封印し、外封筒の表面に入札書在中と朱書し契約担当者あて親展で提出しなければならない。

- 4 前項の入札書は、入札日の前までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又はその代理人は、当該入札における他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、自治令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、辞退届の提出により当該入札を辞退することができる。ただし、辞退届を提出せずに当該入札に参加しない者があるときは、その者は、当該入札における失格者として取り扱うものとする。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところによりその旨を申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。
 - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出する。
 - (3) 入札辞退届の様式は、「任意」とする。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が1者となった場合、当該入札は取りやめるものとする。また、予定価格が事前公表の指名競争入札において、予定価格の範囲内の入札参加者が1者となった場合についても、当該入札は取りやめるものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行った入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためにあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けた場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(工事履行保証契約)

第13条 落札者は、前条第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付の免除が契約規程第9条第2号に該当する場合には、契約書の案の提出と同時に当該保証契約に係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承認を得て、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書の案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(工事の着手)

第16条 落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。

(異議の申立)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(注1) 見積心得については、入札心得に準ずるものとする。

(注2) 委託業務の入札については、この心得を準用するものとする。